

申込期間 令和6年 **4月1日**(月)～ **5月31日**(金)まで

貸与額 年額 **200万円**以内

貸与期間 在学している大学の**正規の修業年限**まで

当院で **貸与期間 × 1.2** の期間勤務すれば、
貸与資金の返還が免除されます！
地元出身者でなくても OK！

POINT

01

猶予期間 8年

医師免許取得後から
当院勤務まで
8年以内の猶予期間あり

POINT

02

勤務の中断 OK

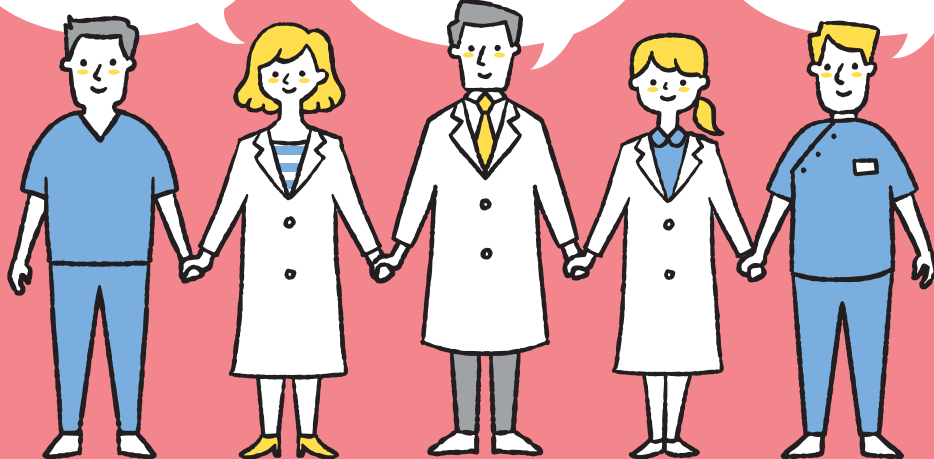
荘内病院在職期間中は
大学院への進学や
他医療機関での研修に
よる中断が可能

POINT

03

一部免除も可能

荘内病院在職期間が
1年を超えている場合は
在職期間に応じて
一部免除が可能



医師修学資金 貸与医学学生募集



鶴岡市立荘内病院

Tsuruoka Municipal Shonai Hospital

〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号 鶴岡市立荘内病院総務課

TEL 0235-26-5111(代表) Mail soumu@shonai-hos.jp

FAX 0235-26-5110

Web <https://www.shonai-hos.jp/outline/120-grant.html>



- 病床数 521 床
- 救急患者数 年間約 19,700 人
- 救急車搬送患者数 年間約 3,700 人
- 地域医療支援病院
- 山形県地域周産期母子医療センター
- 山形県がん診療連携指定病院
- 災害拠点病院

山形県鶴岡市
YAMAGATA TSURUOKA

山形県の日本海側に位置する人口約 12 万人の
自然の恵みに溢れる城下町です。
日本で初めて「ユネスコ食文化創造都市」に
認定された食の宝庫。



鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与は、当院に勤務する医師の確保を目的として、
医師を目指す医学生を経済的に支援する制度です。

令和6年度鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与医学生募集について

将来当院で医師として勤務いただける医学生に修学資金を貸与いたします。医師免許取得後、一定の期間当院に勤務した場合、貸与資金の返還を免除します。地域医療に志をもつ医学生の方、ぜひご応募ください。

貸 与 対 象 者 の 要 件	①将来医師として当院に勤務する意思を有していること ②大学の医学を履修する課程に在学していること ③原則として、他の修学資金等の返還の債務がないこと(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金など、大学卒業後の就労先に制限がないものは除く)										
募 集 人 員	5名										
貸 与 金 額	年額200万円以内										
貸 与 期 間	在学している大学の正規の修業年限まで										
応 募 方 法	次の書類を、下記の申込先まで持参または簡易書留郵便により郵送してください。 (封筒に「医師修学資金貸与申請書在中」と明記のこと) ①鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与申請書(申請書は当院のホームページからダウンロードできます) ②大学の医学を履修する課程に在学していることを証明する書類(在学証明等) ③大学における学業成績を証明する書類(1年生の場合は卒業した高等学校の成績を証明する書類) ④戸籍謄本(申請日の2カ月以内に発行されたもの)										
申 込 期 間	令和6年4月1日(月)から令和6年5月31日(金)まで(当日消印有効)										
申 込 先	〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号 鶴岡市立荘内病院総務課 TEL 0235-26-5111(代)										
貸 与 決 定 ま での 流 れ	<table><tr><td>6月初旬</td><td>6月中旬</td><td>6月末</td><td>7月初旬</td><td>7月末まで</td></tr><tr><td>一次審査 (書類選考)</td><td>二次審査 (面接)</td><td>貸与内定通知</td><td>誓約書の提出</td><td>貸与の決定</td></tr></table>	6月初旬	6月中旬	6月末	7月初旬	7月末まで	一次審査 (書類選考)	二次審査 (面接)	貸与内定通知	誓約書の提出	貸与の決定
6月初旬	6月中旬	6月末	7月初旬	7月末まで							
一次審査 (書類選考)	二次審査 (面接)	貸与内定通知	誓約書の提出	貸与の決定							
貸 与 方 法	修学資金(年額)の4分の1に相当する額を、6月・9月・12月・翌年3月の各月末に振り込みます。ただし、初回については7月末になります。										
保 証 人	成年者で独立して生計を営む2名の保証人が必要です。 誓約書の提出にあたっては保証人の印鑑証明書、令和5年分の所得証明書または源泉徴収票、確定申告書の写しを提出していただきます。										
返 還 免 除	次の要件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務が全額免除されます。 ①大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年以内に医師免許を取得すること ②医師免許を取得した日の属する月の翌月の初日から起算して8年経過した日までに荘内病院に勤務し、引き続き在職すること ③荘内病院に在職する期間が、返還免除適用期間(修学資金の貸与を受けた期間に1.2を乗じて得た期間。当該期間が5年に満たないときは、5年とする。)に達すること ※荘内病院に在職する期間が返還免除適用期間に達していなくても、1年を超えている場合は、在職期間に応じて、修学資金の返還債務の一部免除が可能です。 ※荘内病院に在職する期間は、必ずしも連続した期間である必要はなく、大学院への進学や他の医療機関で研修を受けるためであれば、中断することが可能です。										

平成29年2月、鶴岡市内の企業「USグループ」から寄附を受け、医師修学資金貸与基金を設立しました。
荘内病院に勤務する医師の確保を目的として、医学生への貸与資金の一部として活用しています。